② 火入れ(芝焼き)の実施時はご注意ください

問　農政課(内線533)

火入れ(芝焼き)の実施は、笠間市火入れに関する条例にのっとり行ってください。また、注意報や警報の発令状況を必ず確認し、火災予防を徹底してください。

注意点

・火入地を0.3ha以下に区画し、0.3ha毎に11人態勢で火入れを行い、完全に**消火**したことを確認してから、次の区画での火入れを行ってください。
・「林野火災注意報」発令時は、火入れを控えてください。
※やむを得ず実施する場合は、十分な消火準備を行い、細心の注意を払ってください。
・「強風注意報」「乾燥注意報」「火災警報」「林野火災警報」の発令時は、絶対に火入れを行わないでください。違反した場合、罰金等が科されることがあります。

また、火入申請時に提出した火入地以外や、火入れを中止したにもかかわらず、個人で火入れが行われている事例が見受けられます。

許可を得ている火入地の区域や、火入れを中止した場合等は必ず地区内での周知の徹底をお願いします。

毎日の発令状況

③ 防犯灯周辺の樹木などの手入れをお願いします

問　危機管理課(内線137)
東京電力パワーグリット　℡ 0120-995-007　NTT東日本　℡ 0120-444-113

防犯灯は夜間の安全な通行と防犯のため、重要な役割を担っていますが、樹木などで防犯灯の灯りが遮られ、暗くなってしまっていることがあります。

個人の所有物である樹木などは、市では伐採や剪定はできません。私有地の樹木などが防犯灯の灯りを遮っている場合は、剪定をしていただきますようお願いします。

また、近所でそのような防犯灯を見かけたら、剪定にご協力いただくよう、地域で声掛けをお願いします。

なお、電線がある場所での剪定作業は、危険を伴いますので東京電力やNTTにご連絡ください。

野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却などの一部例外を除き、法律で禁止されています。

「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であっても、ごみは適正に処分しましょう。

なお、例外とされる行為であっても、周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

・火を付けたら火元から離れない
・強風時は避け、風向きや時間帯を考慮する
・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

問　環境政策課(内線125)　笠間支所地域課(内線72115)　岩間支所地域課(内線73115)

2ページ　「問」は問い合わせ先、「申」は申し込み先の略です。